

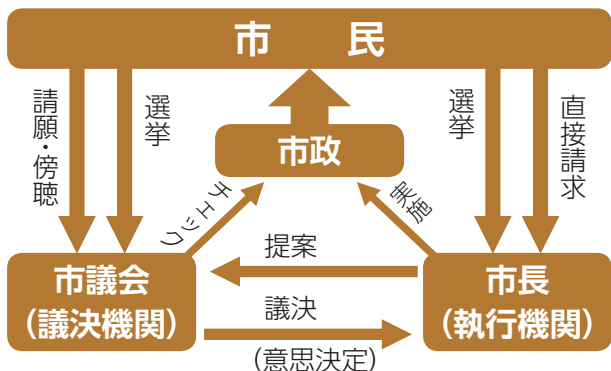


市議会・選挙

市議会

☎ 議会事務局

市議会議員で構成する市議会は、市民の意思を市政に反映させるため、市民生活のいろいろな問題についてきめ細かく審議し、地方公共団体としての意思を決定していきます。



議員定数

議員定数は地方公共団体が条例で定めることとなっており、本市では条例により現在17人としています。

本会議

議会の最終的な意思決定を行う会議で、おおむね3月、6月、9月、12月に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。本会議は、市長が招集します。

委員会

市議会で行う問題は、数が多く、内容も幅広い分野にわたっているため、議会議決の効率化を図り、専門的な審議を行うため、議会内部に委員会を設けています。委員会には、常に設置されている2つの常任委員会(総務都市・厚生文教)と、必要に応じて特定の問題を調査審議するための特別委員会、議会運営などを審議する議会運営委員会があります。また、予算・決算審査については、特別委員会を設置し、その中で審議されます。

市議会の傍聴

本会議や委員会は公開されており、傍聴することができます。本会議の傍聴を希望される方は市役所6階の傍聴席まで、委員会の傍聴を希望される方は市役所5階の市議会事務局までお越しください。傍聴席は本会議で60席、委員会で10席用意しています。本会議は、インターネットによる議会ライブ中継と録画放送を配信しています。泉大津市ホームページ内の「泉大津市議会」よりお入りください。また、本会議や委員会の審議内容を記録した「会議録」を市役所、図書館などに備えているほか、「議会だより」も発行しており、これらは市議会のホームページ内でもご覧いただけます。なお、会議の日程などについては、市議会事務局までお問い合わせください。

請願と陳情

市政について議会に要望する制度として請願と陳情があります。

請願はその趣旨に賛成する市議会議員の紹介(署名・押印)が必要です。陳情は議員の紹介がありません。提出された請願・陳情は本会議や委員会で慎重に審査され、採択されると市長にその実現を要望します。また、市だけで実現できない意見書や要望書については、その実現をめざし、関係機関などに提出します。

請願(陳情)の書式

平成 年 月 日

請願(陳情)書

市議会議長殿

請願(陳情)者(代表)
住 所
氏 名
電話番号
紹介議員

請願(陳情)の要旨
(陳情の場合は必要ありません)

請願(陳情)項目
1
2

選挙

☎ 選挙管理委員会事務局

投票するには

選挙で投票するには、選挙権を有し、かつ選挙人名簿に登録されていることが必要です。ただし、本市から転出後、新住所地の選挙人名簿に登録されたときは本市では投票できません。

選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
衆・参議院議員	満18歳以上の日本国民
府議会議員・知事	満18歳以上の日本国民で次のいずれかの条件を満たす人 ●市内に引き続き3か月以上住所を有する人 ●市内に引き続き3か月以上住所を有していた人で本市から引き続き府内の市町村に転出した人
市議会議員・市長	満18歳以上の日本国民で市内に引き続き3か月以上住所を有する人

※禁錮以上の刑に処せられている人等は選挙権がありません。

選挙人名簿

登録の資格	満18歳以上の日本国民で次のいずれかの条件を満たす人 ●住民票が作成された日(転入者については転入届出をした日)から引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人 ●転出した人で、本市の住民基本台帳に登録されていた期間が引き続き3か月以上あり転出後4か月を経過していない人
登録の時期	●毎年3月・6月・9月・12月の1日を基準日として翌2日に登録します ●選挙のときには、基準日と登録日を定めて登録します
登録の抹消	●死亡したことまたは日本国籍を失ったことを知ったとき ●転出後、4か月を経過したとき

※禁錮以上の刑に処せられている人等は登録できません。



期日前投票

投票日の当日、仕事や旅行などの理由により投票できない人は期日前投票をすることができます。期日前投票のできる期間は、選挙の公示または告示の日の翌日から投票日の前日までです。ただし、期日前投票時に満18歳に達していないなどの理由により選挙権を有しない人は、期日前投票はできません。市役所3階選挙管理委員会事務局で不在者投票をしてください。

他の市区町村での不在者投票

投票日の当日、出張や転出などの理由により他の市区町村に滞在するときは、本市の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票をすることができます。

指定施設での不在者投票

不在者投票施設として都道府県の選挙管理委員会の指定を受けた病院などに入院(所)している人はその施設で不在者投票をすることができますので、その施設の長に依頼してください。

郵便などによる不在者投票

次の要件のいずれかに該当する人は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。投票には郵便等投票証明書が必要です。身体障がい者手帳などを添えて郵便等投票証明書交付申請書を選挙管理委員会へ提出してください。

■身体障がい者手帳

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	-	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

※泉大津市長が上記の障がいの程度に該当することを書面により証明した人を含みます。

■戦傷病者手帳

障がい名	障がいの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

※大阪府知事が上記の障がいの程度に該当することを書面により証明した人を含みます。

■介護保険被保険者証

要介護状態区分

要介護5

郵便等投票は、自書することが必要です。ただし、前記の要件に該当する人のうち上肢、視覚の障がいの程度が一定の要件を満たす人は、あらかじめ届け出た代理記載人によって投票の記載をしてもらうことができます。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

点字投票

視覚に障がいがある人は、点字による投票ができます。

代理投票

身体の障がいなどのために自分で候補者の氏名を書くことができない人は係員が代わりに書いて投票することができます。

選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名・経歴・政見などを広く有権者に知っていただくために選挙ごとに作成し各家庭にお届けします。

開票

投票が終わると、各投票所から投票箱を開票所に集めて開票を行います。選挙人は開票を参観することができます。

寄付の禁止

政治家や立候補しようとする人は、選挙区内の個人や団体に寄付をすることは法律で禁止されています。また、有権者も寄付を求めることはできません。罰則も厳しく、懲役、禁固または罰金の刑に処せられ、原則として選挙権や被選挙権が停止されます。

立候補するには

選挙に立候補するには、被選挙権を有することが必要です。

■被選挙権

選挙の種類	被選挙権の要件
参議院議員・知事	満30歳以上の日本国民
衆議院議員・市長	満25歳以上の日本国民
府議会議員	府議会議員の選挙権を有する人で満25歳以上の人
市議会議員	市議会議員の選挙権を有する人で満25歳以上の人

※禁錮以上の刑に処せられている人等は被選挙権がありません。

